令和4年10月吉日

埼玉県議会自民党御中

一般社団法人　日本若者協議会　関東支部

包括的性教育の実施を求める
埼玉県への要望書

若年層の人工妊娠中絶の増加や梅毒をはじめとした性感染症の蔓延、性犯罪・性暴力対策として始まった「生命（いのち）の安全教育」により性教育の重要性は近年注目されている。だが、その内容は月経・射精、性行為や性感染症などの内容に留まっている。一方で、2009年に初版が発行し、2016年に改訂版が発表された『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、性教育とは人権や自己決定、多様な性や家族といった包括的で継続的な教育が求められていることがわかる。このことから、日本の性教育は国際的なスタンダードからかなり遅れをとっていることがわかる。

厚生労働省の児童虐待の事例の調査 [資料1] によると、児童虐待で死亡する子どものうち、もっとも多い月齢は0歳0か月である。この問題における背景として、母親の予期せぬ妊娠があることが記されている。この予期せぬ妊娠は、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいた科学的に正しい避妊方法や中絶に関する知識があれば防げた可能性が極めて高い事態である。またその知識は、妊娠をする可能性のある人だけでなく、すべての人に必要な知識である。すべての人のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を守るためにも包括的な性教育の実施を求める。

埼玉県の令和4年からの男女共同参画計画の【男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実】には、年齢に基づいた性に関する知識、学習の提供が明言されており、取り組みに前向きなことは評価する。また、7月に施行された性の多様性条例や、その他性的マイノリティについての取り組みを多く行っていることも評価できる。一方、『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に明記されているキーコンセプト [資料2] には、ほかにもジェンダーに関する理解や性と生殖の健康など、包括的な性に関する内容が含まれている 。埼玉県の児童生徒の学ぶ権利・自己実現の権利を保障するという観点からも、以下の内容を提言する。

記

1. 埼玉県として性教育に関する手引きを作成し、教育現場での理解を広め性教育の実施を促進する

一つ目は、東京都の性教育の手引き [資料3] と同様のものを埼玉県としても作成し、県内の小学校・中学校・高校における十分な内容の性教育の実施を促進すること。

昨今、児童生徒の直面する問題が多岐に渡る。具体的には、SNSをきっかけとした交流の中での性暴力・誘拐などの被害、児童ポルノの予期せぬ被害、リベンジポルノ被害などである。これ

らに対応するには、保健体育での、生殖に関する内容を学習するのみの従来の性教育だけでは、不十分であることは明らかである。しかし、教員の多忙化が深刻な状況を鑑みると、各教員が自主的に従来のものを超えた内容の教材を研究し、授業を実施することは、教員に更なる負担を課すことになる。

そこで、教員の負担を軽減しつつ、児童生徒に正しい知識や態度を身につけさせるために、以下の内容を含んだ、性教育の手引きを作成することを求める。東京都での取り組みのように、県が率先して性教育を推進する姿勢を見せ、環境の整備を行うことが、学校現場における理解や教育の実施を進める。

(1) 国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいた、教科・領域横断的な教育内容の提示

国際セクシュアリティ教育ガイダンスには、8つのキーコンセプトが存在する [資料2] 。その内容は、人権やジェンダー平等などの考えを基盤としている。また、月経や射精など身体の変化だけでなく、人間関係やジェンダー・セクシュアリティに関する内容など幅広く教えることが求められている。そのため、保健体育科の範囲だけでなく、特別活動や家庭科、社会科、生活科、理科、道徳、技術科（情報分野）など教科・領域横断的に授業を行う必要がある。実際に東京都の手引きでは、保健体育や道徳の他、学級活動などのなかで性教育を行う方針が主な学習内容として提示されている。

(2) 歯止め規定の教育をする際の手続きの例を明記

現状の性教育では、学習指導要領において、人の受精に至る過程を取り扱わないこと、妊娠に至る過程を取り扱わないこととなっている。その歯止め規定が、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに則った内容を実施できないことの原因となってきた。一方で、歯止め規定については、中央教育審議会が具体例として、「教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の発達段階（受容能力）を十分考慮することが重要であること」「家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること」「集団指導の内容と、個別指導の内容の区別を明確にすること等」[資料4] を挙げている。そのため、現状で歯止め規定を超えて教育を実施しようという場合には、保護者の理解も不可欠となる。そこで、手引きには、そのような教育を行う際の保護者への説明の例などを明記してほしい。実際に東京都の性教育に関する手引きでは、保護者に対して配布する書類も含めて例示されている。

(3) 学校の中での授業外での取り組み例の明示

国際セクシュアリティ教育ガイダンスの8つのキーコンセプトに分類されている内容の中には、授業時間だけでなく、環境、子どもと教職員や教職員間の態度などの授業外での取り組みを通して、より内容を身に着けられるものもある。例えば、ジェンダーやセクシュアリティに関する内容は、普段の教職員の言動が児童生徒の学びに影響する。そのため事例を通して教職員が学校生活の中で気を付けるべき点について明記をしてほしい。

■ 具体例

- リーダー役を男子だけに任せないこと。競争の場で男児に「足が速くないなんて」「女子に負けるなんて」と声掛けをしたりするなど、男性性を押し付けないこと。
- 女子生徒に部活のマネージャーなどケア役割を無理に押し付けないこと。女子児童生徒や女性教職員だけに馴れ馴れしくしないこと。
- シスジェンダー・ヘテロセクシュアル（性的違和のない異性愛者）だと決めつけないこと。アウティング（本人の同意なく秘密を暴露すること）をしないこと。
- 体の発達の状況を揶揄しないこと。学校内での性的なからかいを放置しないこと。

2. 外部講師の活用を保障するための予算の確保を行う

二つ目は、性教育の実施にあたり、外部講師を依頼しやすい環境整備を行うことで、性に関する知識を得られる機会を保障すること。歯止め規定により教科書に性交や避妊の話がない以上、教職員だけで対応するのには限界がある。また現状、外部講師を呼ぶことは各学校の判断となっており、その差を埋めない限り、県内の学校で格差が生まれてしまう・出身校によって性教育の程度に差が生じてしまう懸念がある。

そこで、助産師や性教育を行うNPO法人などの外部講師の活用が不可欠になる。できる限り学校間の格差を減らすためにも、以下に挙げるような障壁の是正を求める。

一つ目は、埼玉県として性教育の外部講師を呼ぶための予算を確保をすること。例えば、外部講師の派遣を県として行うことや、学校の外部講師費用を助成することなどである。実際、さいたま市では男女共同参画推進センターが、ジェンダー平等などに関する出張授業を市内の学校や事業所に向けて無料で行っている。

二つ目は、県内の小中高校が外部講師を呼ぶ際の手続きを簡略化すること。現状の学校現場では、外部講師を呼ぶためには、①学校が講師を探し、②予算を調整し、③学校が講師に直接連絡を取る流れとなっている。この手続きでは、現場の負担が大きいのは明らかである。校長をはじめ、教職員が萎縮することで、結果的に学校ごとの格差が生じ、児童生徒に公平な教育が広く行き届かなくなってしまう。そのため、外部講師を呼ぶまでのスムーズな手続きを予め県が用意することで、より積極的な外部講師の活用につなげたい [資料5] 。

埼玉県全体として性教育を行う外部講師の枠組みを、埼玉県内に広げていくことにより、学習の機会をより多くの児童生徒に保障できると考えている。

3. 教職員に対する性教育の研修の実施

三つ目は、教職員に対する性教育の研修を実施すること。2000年代に起こった性教育バッシングの影響 [資料6] で、教職員の中には性教育の授業を受けたことのない者もいる。さらに、性教育は人権の教育であり、ただ内容を教えるだけでなく、普段から人権を尊重される環境や行動によって学びが得られるものである。そのため、単発の外部講師に講演を依頼したからといって、子どもに対する影響はわずかである。性教育を学ぶ環境も含めて、日常的に教職員が児童生徒に指導できるような研修の実施を求める。

4.「受精に至る過程を取り扱わない」としている学習指導要領の歯止め規定を撤廃するための意見書を国会に提出する

四つ目は、学習指導要領にある「受精に至る過程を取り扱わない」とする歯止め規定の撤廃を求める意見書を国会に提出すること。現在、学習指導要領には、前述のとおり「妊娠の経過については取り扱わない」とする歯止め規定が存在する。また、2000年代にはそれまで行われてきた性教育の実践に対して、国会議員や地方議員が圧力をかけるなど、教育現場を委縮させる動きがあった [資料6] 。これらは、今後の学校現場での性教育の取り組みを委縮させるのに十分な効果をもたらした。児童生徒に必要な教育を提供するために、現状、バッシングの根拠となっている歯止め規定を撤廃するための意見書を県議会で可決し国会に提出していただきたい。

参考資料

[資料1] 第9回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会　資料**2**
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000361196.pdf

[資料2] 国際セクシュアリティ教育ガイダンス　**8**つのキーコンセプト
国際セクシュアリティ教育ガイダンス（改訂版）p.71

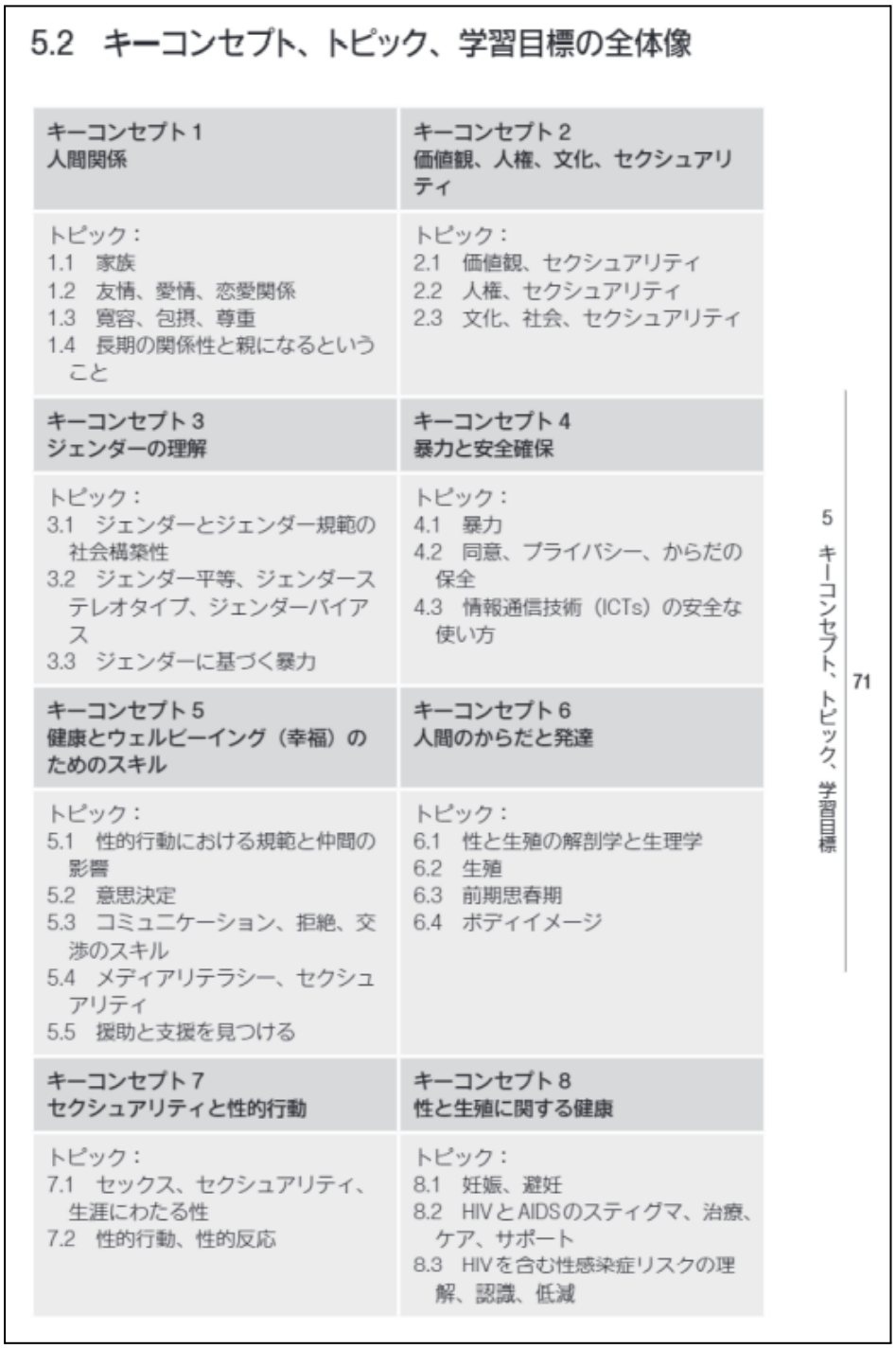

5.2　キーコンセプト、トピック、学習目標の全体像

キーコンセプト1 人間関係	キーコンセプト2 価値観、人権、文化、セクシュアリティ
トピック： 1.1　家族 1.2　友情、愛情、恋愛関係 1.3　寛容、包摂、尊重 1.4　長期の関係性と親になるということ	トピック： 2.1　価値観、セクシュアリティ 2.2　人権、セクシュアリティ 2.3　文化、社会、セクシュアリティ
キーコンセプト3 ジェンダーの理解	**キーコンセプト4 暴力と安全確保**
トピック： 3.1　ジェンダーとジェンダー規範の社会構築性 3.2　ジェンダー平等、ジェンダーステレオタイプ、ジェンダーバイアス 3.3　ジェンダーに基づく暴力	トピック： 4.1　暴力 4.2　同意、プライバシー、からだの保全 4.3　情報通信技術（ICTs）の安全な使い方
キーコンセプト5 健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル	**キーコンセプト6 人間のからだと発達**
トピック： 5.1　性的行動における規範と仲間の影響 5.2　意思決定 5.3　コミュニケーション、拒絶、交渉のスキル 5.4　メディアリテラシー、セクシュアリティ 5.5　援助と支援を見つける	トピック： 6.1　性と生殖の解剖学と生理学 6.2　生殖 6.3　前期思春期 6.4　ボディイメージ
キーコンセプト7 セクシュアリティと性的行動	**キーコンセプト8 性と生殖に関する健康**
トピック： 7.1　セックス、セクシュアリティ、生涯にわたる性 7.2　性的行動、性的反応	トピック： 8.1　妊娠、避妊 8.2　HIVとAIDSのスティグマ、治療、ケア、サポート 8.3　HIVを含む性感染症リスクの理解、認識、低減

5　キーコンセプト、トピック、学習目標　71

[資料3] 東京都教育委員会 「性教育の手引」の改訂について
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2019/release20190328_02.html

[資料4] 中央教育審議会 「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会これまでの審議の状況―すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは？―」
4. その他 （1）性教育について **3**. 指導計画の作成等に当たっての留意点等について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1395097.htm

[資料5] 県内における外部講師委託先の候補
※紹介文については各ホームページ記載を参考に作成した。

＊一般社団法人 埼玉県助産師会（URL: https://mw-saitama.com/ ）
埼玉県内で活動する助産師の職能団体で、思春期向けの性と生の健康支援講座を行う。思春期、またそれに関わる人々に対し「性と生の健康支援」を行う事を目的に活動している。具体的には、小中高校・大学や保護者、一般の地域の方々を対象とした「性と生の健康支援」を学校や地域関係者と共に展開する。その活動を通して、思春期保健に関わる専門職と情報共有し、助産師として「性と生」に関わるためのスキルアップも図るよう努めています。

＊埼玉県 産婦人科医会（URL: https://saitama-aog.jp/ ）
埼玉県内で働く産婦人科医の団体。「性教育対策」「性暴力被害者支援」など特別委員会を設置して、事業部と協働して下記内容を中心に進めている。

＊埼玉県 青少年教育指導者
（URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/station/seishounenkyoiku.html ）
埼玉県が行う青少年教育指導者にも性教育を行う講師がいる。
・桜井裕子
小学校中学年から大学生、及び保護者向けの性に関する健康教育を行っている。これまでの経験や出会った事例を通して楽しく伝え、児童生徒が楽しく学んで、最後に自分の事として考える講演を心がけている。助産師として2000年より講演活動を始め、現在は県内外の小中学校・高など学校、大学で年間50～60回程度の講演を行う。（一社）埼玉県助産師会思春期保健事業主任、埼玉県母性衛生学会幹事、彩の国思春期研究会総務他を務める。
・高橋幸子
小学生・中学生・高校生・大学生に向けて性教育を行う。思春期の性感染症の予防に関する性教育をやりたい、と産婦人科医師になりました。中3・高校生向け「正しい知識があなたを守る！いつか必ず役に立つライフスキル講座」平成28年は埼玉県内で50講演を行った。彩の国思春期研究会西部支部会長・北部支部副会長・東部支部副会長、日本産婦人科学会専門医、埼玉医科大学病院産婦人科思春期外来担当他を務める。

＊**NPO**法人ピルコン（URL: https://pilcon.org/activities ）
ピルコンは、包括的性教育の普及を目指し、性教育講演や、性の健康と権利を学ぶ場作り、人材育成、情報発信、イベント・啓発事業を行っている。学生や児童養護施設児童を対象とした性の健康・リレーションシップ教育プログラム、保護者を対象とした性教育サポート講座や、地域と連携した性の健康啓発事業等を行う。これらの活動を通じ、子どもに正しい性知識を知る機会を、大人に性の伝え方を学ぶ機会を提供する。

[資料6] 性教育に関するバッシングの経緯

1980年代	AIDSの感染拡大に伴い性教育の必要性の認識が広がる。
1989年	小学校学習指導要領が改訂され、小学5年生の理科に「男女によって体のつくりなどに特徴があること」「母体内で成長して生まれること」が明記される。
1992年頃	各地で性教育の手引きが作られるなど、性教育元年と呼ばれる。
1998年	学習指導要領に「妊娠に至る過程は取り扱わないこと」とする歯止め規定が記載される。
2002年	厚生労働省が出した性教育の副読本が、国会での批判により回収される。
2003年	東京都七生養護学校で行われていた「こころとからだの学習」に対して都議が介入、教員が処分を受ける。
2018年	東京都足立区立の中学校で、人権教育の一環として行われていた「自らの性行動を考える」という授業に対して、都議が介入する。

(参考：公益財団法人日本財団　包括的性教育の推進に関する 提言書)